

介護委託料等の申請に関する よくある質問・お問い合わせ



「急な用事や体調不良で、介護が難しい…」そんなときに頼りになるのが、在宅障害者一時介護委託料の助成制度です。事前に登録しておけば、病気や冠婚葬祭、旅行、介護疲れ等の理由で一時的に介護ができなくなった際、有料でお願いした介護人への費用を助成します。助成額や利用条件について、よくある質問を通して詳しくご紹介します。

■申請書類について

Q 利用確認票の介護受託者記入欄は申請者が代筆してもよいですか。

介護受託者記入欄の代筆は認められません。

利用確認票は介護委託料の領収書を兼ねています。柏市担当者から内容の問い合わせする場合がありますので、介護受託者の方も含めて、申請内容を把握されたうえでご記入・ご申請ください。

Q 利用確認票に介護受託者の押印は必須ですか。

介護受託者の押印は必須です。

Q 申請期間内で、1日のうち数時間、同一人物へ数日介護委託をしました。利用確認票は数日分まとめて1枚で申請できますか。

介護委託1回毎に1枚の利用確認票か、介護委託日時等が詳細に記載された内訳の提出が必要です。介護委託1回あたりの日時、金額が明示できない場合は助成対象外です。

Q 利用確認票の様式はどこにありますか。

柏市ホームページからダウンロードできますので適宜印刷してご利用ください。
ダウンロードが難しい場合は、担当までご連絡ください。

Q 申請期間は決まっていますか。

申請期間は各区分によって決まっています。詳しくはパンフレットをご確認ください。
期間外に申請された場合は、受付できませんのでご注意ください。

■助成料金について

Q 介護委託料を介護受託者へ支払う前に支給申請してよいですか。

介護委託料の支払いを終えたあとに支給申請してください。

★申請前に支払いがお済みでないものについては助成対象外です。

Q 障害福祉サービスや介護保険サービス利用分の自己負担金を申請できますか。

各サービスの自己負担金は助成対象外です。入院費等の自己負担額も対象外です。

Q 介護委託料に部屋代が含まれていて金額の内訳が分かりませんが助成対象となりますか。

金額の内訳が明示されない場合は助成対象外となります。

必ず介護受託者に確認し、部屋代、食費を除いた金額を申請ください。

■その他

Q 障害福祉サービス、介護保険サービスの決定を受けています。一時介護委託料助成制度と、どちらを優先して利用すればよいですか。

障害福祉サービス、介護保険サービスを優先してください。

※やむを得ない事情がある場合はご相談ください。

Q 介護内容が「レッスン」や「習い事」に近い内容の場合は助成対象になりますか。

対象外です。当該制度にそぐわない介護内容については、対象外になる場合がございますので、ご心配な方は事前にご相談いただくことをお勧めします。

Q 施設に入所しました。何か必要な手続きはありますか。

施設への入所や、市外のグループホームへ入居された場合、本制度対象外となりますので、登録抹消のお手続きが必要です。郵送・窓口または、ウェブサイトから

<https://logoform.jp/form/Mx28/402426>

右記の二次元コードからも手続きできます。



その他、ご不明点がございましたら、障害福祉課までご連絡ください。

柏市 障害福祉課 福祉サービス担当 電話:04-7167-1136